

〔平成16年4月1日〕
福大医規程第19号

(趣旨)

第1条 この規程は、福井大学学則（平成16年福大規則第1号。以下「学則」という。）第2章第4節及び第5節並びに福井大学医学部規程（平成16年福大医規程第12号）に定めるもののほか、福井大学医学部看護学科の教育課程、履修方法等について必要な事項を定めるものとする。

(教育課程)

第2条 開設する授業科目、単位数及び履修年次等は、別表第1のとおりとする。

(履修方法)

第3条 学生は、別表第1に定める授業科目を所定の履修年次において履修しなければならない。

(履修の届出)

第4条 学生は、別表第1に定める授業科目のうち、履修しようとする授業科目を選択の上、指定する期日までに所定の履修届を提出しなければならない。

2 学生は、前項の履修届の提出後に授業科目の変更をしようとするときは、指定する期日までに所定の手続を行わなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、別表第1に定める第4年次開設の助産学に関する授業科目の履修の届出については、別に定める。

(単位の計算方法)

第5条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。

(単位修得の認定)

第6条 授業科目の単位修得の認定については、試験その他の審査により授業科目担当教官が行う。

(試験)

第7条 試験は、定期試験、追試験、及び再試験とする。

2 前項に定める試験のほか、授業科目担当教官が必要と認めるときは、随時、試験を行うことができる。

3 定期試験は当該授業が完了する学期末に行うものとし、当該授業科目の総時間数の3分の2以上を出席していない学生は、受験することができない。

4 追試験は、定期試験の受験資格を有する学生が、病気、災害等やむを得ない理由により定期試験を受験できなかったときに、願い出により行う。この場合において、当該願い出は、当該授業科目担当教官の承認を得て行わなければならない。

5 再試験は、定期試験又は追試験を受験し不合格となった学生に対して、願い出により行うことがある。

6 試験において不正行為を行った学生に対しては、原則として、その期に行われた授業科目の試験を無効とし、原級に留年させ、本学学則第64条の規定により懲戒する。

(成績の評価)

第8条 試験その他の審査による成績の評価については、評点又は評語をもって表し、可否の認定は、次の表に掲げる基準により行う。ただし、再試験による評価は、60点以下とする。

評 点	評 語	認 定
100点～90点	秀	合 格
89点～80点	優	
79点～70点	良	
69点～60点	可	
59点～0点	不 可	不 合 格

(進級の要件)

第9条 学生は、第1年次の終了時まで、次の表に掲げる単位数を別表第1の定めるところにより修得していない場合は、第2年次に進級することができない。

区 分	進級要件単位数	
	必 修	
基礎科目	17単位以上	
専門基礎科目		
専門科目	5単位	
合 計	22単位以上	

2 学生は、第2年次の終了時まで、次の表に掲げる単位数を別表第1の定めるところにより修得していない場合は、第3年次に進級することができない。

区 分	進級要件単位数	
	必 修	選 択
基礎科目	10単位以上	—
専門基礎科目	18単位以上	8単位以上
専門科目	21単位以上	—
合 計	57単位以上	

備考 専門科目 21 単位以上には基礎看護の必修の授業科目 8 単位、基礎看護学実習 I，基礎看護学実習 II，成人看護学概論，老年看護学概論，公衆衛生看護学概論，精神看護学概論及び母子看護学概論を含むこと。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、履修方法等に関し必要な事項は、教授会の議を経て医学部長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 学則附則第2項の規定に基づき定める平成16年3月31日以前に福井医科大学医学部看護学科に入学した学生又は第3年次に編入学した学生の教育課程、履修方法等については、この規程を準用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、別表第1から別表第3までに規定する教育課程については、別に定める。

附 則 (平成18年9月21日福大医規程第11号)

- 1 この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成 19 年 9 月 13 日福大医規程第 7 号）

- 1 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 20 年 3 月 31 日以前に入学した学生又は平成 22 年 3 月 31 日以前に第 3 年次に編入学した学生は、この規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 20 年 6 月 12 日福大医規程第 10 号）

- 1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年 3 月 31 日以前に入学した学生又は平成 23 年 3 月 31 日以前に第 3 年次に編入学した学生は、この規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 22 年 6 月 17 日福大医規程第 5 号）

- 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年 3 月 31 日以前に入学した学生又は平成 25 年 3 月 31 日以前に第 3 年次に編入学した学生は、この規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 23 年 9 月 15 日福大医規程第 4 号）

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年 3 月 31 日以前に入学した学生又は平成 26 年 3 月 31 日以前に第 3 年次に編入学した学生は、この規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年 3 月 15 日福大医規程第 4 号）

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年 3 月 31 日以前に入学した学生又は平成 26 年 3 月 31 日以前に第 3 年次に編入学した学生は、この規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 10 月 16 日福大医規程第 5 号）

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年 3 月 31 日以前に入学した学生又は平成 28 年 3 月 31 日以前に第 3 年次に編入学した学生は、この規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 26 年 9 月 18 日福大医規程第 4 号）

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年 3 月 31 日以前に医学部看護学科の第 3 年次に編入学した学生は、この規程にかかわらず、なお従前の例による。